

第十九号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例  
 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二健康部の表七の項から四十の項までを次のように改める。

<p>七 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）外の営業（以下「卸売市場外営業」という。）に限る。）</p>	<p>飲食店営業許可申請手数料                  1 飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）                  2 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業                  飲食店営業許可更新申請手数料                  1 飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）                  2 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業</p>	<p>一件につき                  一万八千三百三十円                  一件につき                  五千六百三十円                  一件につき                  八千九百二十円                  一件につき                  二千七百二十円</p>	<p>許可申請のとき                  更新申請のとき</p>
<p>八 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料                  調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき                  七千二百円                  一件につき                  五千百円</p>	<p>許可申請のとき                  更新申請のとき</p>

<p>九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食肉販売業許可申請手数料 食肉販売業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万五千三十円 一件につき 五千七百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>魚介類販売業許可申請手数料 魚介類販売業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万五千三十円 一件につき 五千七百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>魚介類競り売り営業許可申請手数料 魚介類競り売り営業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>集乳業許可申請手数料 集乳業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万五千三十円 一件につき 五千七百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>乳処理業許可申請手数料 乳処理業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食肉処理業許可申請手数料 食肉処理業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>

<p>十六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食品の放射線照射業許可申請手数料 食品の放射線照射業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>十七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>菓子製造業許可申請手数料 菓子製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万六千八百三十円 一件につき 八千四百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>十八 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>アイスクリーム類製造業許可申請手数料 アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万六千八百三十円 一件につき 八千四百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>十九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>乳製品製造業許可申請手数料 乳製品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>清涼飲料水製造業許可申請手数料 清涼飲料水製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食肉製品製造業許可申請手数料 食肉製品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>水産製品製造業許可申請手数料 水産製品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万九千二百三十円 一件につき 九千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>

<p>二十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>氷雪製造業許可申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>液卵製造業許可申請手数料 液卵製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万三千二百三十円 一件につき 七千八百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食用油脂製造業許可申請手数料 食用油脂製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料 みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万九千二百三十円 一件につき 九千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>酒類製造業許可申請手数料 酒類製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万九千二百三十円 一件につき 九千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十八 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>豆腐製造業許可申請手数料 豆腐製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万六千八百三十円 一件につき 八千四百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業</p>	<p>納豆製造業許可申請手数料 納豆製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万六千八百三十円 一件につき</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>

<p>三十六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>三十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>三十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>三十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>三十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>三十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>三十六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>に 限 る 。）</p>
<p>密封包装食品製造業許</p>	<p>漬物製造業許可申請手数料</p>	<p>複合型そうざい製造業許可申請手数料</p>	<p>複合型そうざい製造業許可申請手数料</p>	<p>複合型そうざい製造業許可申請手数料</p>	<p>そうざい製造業許可申請手数料</p>	<p>複合型そうざい製造業許可申請手数料</p>	<p>請求手数料</p>
<p>一件につき</p>	<p>一件につき 一万三千二百三十円 一件につき 七千八百二十円</p>	<p>一件につき 三万五千二百円 一件につき 二万三千三百円</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>一件につき 三万五千二百円 一件につき 二万三千三百円</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>一件につき 一万六千八百三十円 一件につき 八千四百二十円</p>	<p>八千四百二十円</p>
<p>許可申請のとき</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>	<p>許可申請のとき</p>

別表第二健康部の表六十二の項中「第二項」を「第四項」に改め、同表六十三の項中「第三項」を「第四項」に改め、同表六十五の項中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同表六十七の項中「第四項」を「第六項」に改め、同表六十八の項中「第一条の五第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同表六十九の項中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同表八十一の項から八十三の項までを次のように改める。

<p>生法施行令第三十五条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>可申請手数料 密封包装食品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一万九千二百三十円 一件につき 九千六百二十円</p>	<p>更新申請のとき</p>
<p>三十七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食品の小分け業許可申請手数料 食品の小分け業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万六千八百三十円 一件につき 八千四百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>三十八 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>添加物製造業許可申請手数料 添加物製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>三十九 削除</p>			
<p>四十 削除</p>			
<p>八十一 削除</p>			
<p>八十二 削除</p>			

八十三 削除

別表第二健康部の表に次のように加える。

<p>八十五 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第十五条第二項の規定に基づく輸出証明書(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号)第四条第一号の規定に掲げる輸出証明書に限る。)の発行</p>	<p>輸出証明書の発行手数料</p>	<p>一件につき 八百七十円</p>	<p>発行申請のとき</p>
<p>八十六 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十七条第二項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査</p>	<p>適合施設の認定申請手数料(書類審査のみ)認定を行う場合を除く)適合施設の認定申請手数料(書類審査のみ)認定を行う場合に限る)</p>	<p>一件につき 二万九百円 一件につき 一万四百円</p>	<p>認定申請のとき</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二健康部の表に二項を加える改正規定 令和三年四月一日
- 二 別表第二健康部の表六十二の項、六十三の項、六十五の項及び六十七の項



から六十九の項までの改正規定 令和三年八月一日  
 (経過措置)

2 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号。以下「改正法」という。）による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「旧法」という。）第五十二条第一項の許可を受けて次の表に掲げる営業を行っている者が当該許可に係る営業を継続するために行う改正法による改正後の食品衛生法（以下「新法」という。）第五条第一項の規定に基づく許可申請に対するこの条例による改正後の別表第二健康部の表の規定の適用については、同表中の額を次の表のように読み替える。

移動飲食店営業又は			飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業	1 旧法における許可業種
移動飲食店営業又は	そうざい製造業	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理、調理された食品を販売する営業	飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）	2 新法における許可業種
五千六百三十円	二万五千二百三十円	七千二百円	一万八千三百三十円	3 別表第二健康部の表中の額
二千七百二十円	八千九百二十円	五千百円	八千九百二十円	4 読み替える額

造業	アイスクリーム類製	あん類製造業	移動菓子製造業又は臨時菓子製造業			菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。菓子製造業		喫茶店営業	臨時飲食店営業
飲食店営業を除く。飲食店営業又は臨時飲食店営業	食品の小分け業	菓子製造業	移動飲食店営業又は臨時飲食店営業	食品の小分け業	菓子製造業	飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。飲食店営業	調理の機能を有する自動販売機、調理された食品を販売する営業	飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。飲食店営業	臨時飲食店営業
一万八千三百三十円	一万六千八百三十円	一万六千八百三十円	五千六百三十円	一万六千八百三十円	一万六千八百三十円	一万八千三百三十円	七千二百円	一万八千三百三十円	
八千四百二十円	八千四百二十円	八千四百二十円	二千七百二十円	八千四百二十円	八千四百二十円	八千四百二十円	五千百円	五千七百二十円	

魚介類せり売営業	魚介類販売業		食肉製品製造業	食肉販売業	食肉処理業	集乳業		乳製品製造業	特別牛乳搾取処理業	乳処理業		
魚介類競り売り営業	魚介類販売業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）	食品の小分け業	食肉製品製造業	食肉販売業	食肉処理業	集乳業	食品の小分け業	乳製品製造業	特別牛乳搾取処理業	乳処理業	アイスクリーム類製造業
二万五千二百三十円	一万千五百三十円	一万八千三百三十円	一万六千八百三十円	二万五千二百三十円	一万千五百三十円	二万五千二百三十円	一万千五百三十円	一万六千八百三十円	二万五千二百三十円	二万五千二百三十円	二万五千二百三十円	一万六千八百三十円
一万二千六百二十円	五千七百二十円	五千七百二十円	八千四百二十円	一万二千六百二十円	五千七百二十円	一万二千六百二十円	五千七百二十円	八千四百二十円	一万二千六百二十円	一万二千六百二十円	一万二千六百二十円	八千四百二十円

マトリニグン又はシヨ		食用油脂製造業		氷雪製造業		乳酸菌飲料製造業		清涼飲料水製造業		食品の放射線照射業		食品の冷凍又は冷蔵業		魚肉ねり製品製造業	
食品の小分け業	食用油脂製造業	食品の小分け業	食用油脂製造業	氷雪製造業	清涼飲料水製造業	乳製品製造業	乳処理業	清涼飲料水製造業	食品の放射線照射業	食品の小分け業	冷凍食品製造業	食品の小分け業	水産製品製造業		
一万六千八百三十円	二万五千二百三十円	一万六千八百三十円	二万五千二百三十円	二万五千二百三十円	二万五千二百三十円	二万五千二百三十円	二万五千二百三十円	二万五千二百三十円	二万五千二百三十円	一万六千八百三十円	二万五千二百三十円	一万六千八百三十円	一万九千二百三十円		
八千四百二十円	一万二千六百二十円	八千四百二十円	一万二千六百二十円	一万二千六百二十円	八千四百二十円	八千四百二十円	八千四百二十円	一万二千六百二十円	一万二千六百二十円	八千四百二十円	一万二千六百二十円	八千四百二十円	九千六百二十円		

そうざい製造業		めん類製造業		納豆製造業		豆腐製造業		酒類製造業		ソース類製造業		醤油製造業		みそ製造業	
食品の小分け業	そうざい製造業	食品の小分け業	麵類製造業	食品の小分け業	納豆製造業	食品の小分け業	豆腐製造業	酒類製造業	密封包装食品製造業	食品の小分け業	みそ又はしょうゆ製造業	食品の小分け業	みそ又はしょうゆ製造業		
一万六千八百三十円	二万五千二百三十円	一万六千八百三十円	一万六千八百三十円	一万六千八百三十円	一万六千八百三十円	一万六千八百三十円	一万六千八百三十円	一万九千二百三十円	一万九千二百三十円	一万六千八百三十円	一万九千二百三十円	一万六千八百三十円	一万九千二百三十円		
八千四百二十円	一万二千六百二十円	八千四百二十円	八千四百二十円	八千四百二十円	八千四百二十円	八千四百二十円	八千四百二十円	九千六百二十円	九千六百二十円	八千四百二十円	九千六百二十円	八千四百二十円	九千六百二十円		

3

この条例の施行の際現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和二年東京都条例第七十一号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第百十一号。以下「旧条例」という。）第七条の許可を受けて次の表に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために行う新法第五十五条第一項の規定に基づく許可申請に対するこの条例による改正後の別表第二健康部の表の規定の適用については、同表中の額を次の表のように読み替える。

缶詰又は瓶詰食品製造業	密封包装食品製造業
添加物製造業	添加物製造業
一万九千二百三十円	二万五千二百三十円
九千六百二十円	一万二千六百二十円

調味料等製造業	そう菜半製品等製造業	つけ物製造業	1 旧条例における許可業種
密封包装食品製造業	食品の小分け業	そうざい製造業	2 新法における許可業種
一万九千二百三十円	食品の小分け業	食品の小分け業	3 別表第二健康部の表中の額
七千八百二十円	一万六千八百三十円	一万六千八百三十円	4 読み替える額
	七千八百二十円	七千八百二十円	
	七千八百二十円	七千八百二十円	
	七千八百二十円	七千八百二十円	
	七千八百二十円	七千八百二十円	

液卵製造業	魚介類加工業	
	液卵製造業	水産製品製造業
	食品の小分け業	
一万三千二百三十円	一万六千八百三十円	一万九千二百三十円
七千八百二十円	七千八百二十円	七千八百二十円

(説明)

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の改正に伴い、食品に係る営業の許可申請等の事務手数料を定めるほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。